

夜間小児初期救急受入体制整備事業実施要綱

令和7年3月28日
保健医療部長決裁

1 目的

本事業は、夜間（22時から翌8時）の小児初期救急患者を受け入れる医療機関に対して補助金を交付し、夜間の小児初期救急医療体制を整備することにより、小児二次輪番病院等の負担を軽減し、入院が必要な中等症以上の患者が迅速に受け入れられる体制を整えることを目的とする。

2 事業の実施主体

県が選定した、夜間の小児初期救急患者を受け入れる医療機関とする。

なお、本事業の対象となる医療機関は以下の全てを満たすものとする。

- ・救急告示医療機関（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき救急病院等の認定を受けた県内の医療機関）若しくは夜間の小児初期救急患者の受入実績がある医療機関であること。
- ・夜間の小児初期救急患者を診療する体制を確保できること。
- ・小児救急医療施設運営事業を実施する医療機関（小児二次輪番病院、小児救急医療拠点病院）ではないこと。

3 事業の内容

小児初期救急患者の受入を行う拠点医療機関を、小児二次輪番体制とは別に新たに県全域で2か所整備し、夜間の診療体制を構築する。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、夜間小児初期救急受入体制整備事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。